

富良野市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成4年12月11日条例第20号）の一部改正について

改正前								改正後												
別表（第12条関係） 粗大ごみ及び多量のごみの処理手数料表								別表（第12条関係） 粗大ごみの処理手数料表												
（単位：円）								（単位：円）												
種類	規格・料金区分		小 型		中 型		大 型		種類	排出基礎単位・料金区分		小 型		中 型		大 型		特 記 事 項		
	規格・形式	金額	規格・形式	金額	規格・形式	金額	規格・形式	金額		排出基礎単位	金額	排出基礎単位	金額	排出基礎単位	金額					
粗大ごみ	大型ごみ	1 応接セット	1人掛け	420	2人掛け	840	特に大きな物	1,260	粗大ごみ	大型ごみ	1 アコーディオンカーテン	1台	440							
		2 食卓・テーブル	小さな物	420	大きな物	840	特に大きな物	1,260			2 網戸	1枚	440							
		3 いす	小さな物	420	大きな物	840	特に大きな物	1,260			3 衣装箱・衣装ケース	1個	440							
		4 食器棚	小さな物	420	大きな物	840	特に大きな物	1,260			4 椅子（木・ブラ・金属製）	1人用	440							
		5 机	学童机	420	大きな物	840	特に大きな物	1,260			5 煙突	20kg毎	440							ひとまとめにして紐等で梱包
		6 本棚	小さな物	420	大きな物	840	特に大きな物	1,260			6 傘	5本毎	440							
		7 たんす	小さな物	420	大きな物	840	特に大きな物	1,260			7 ガスコンロ	1台	440							
		8 収納棚	小さな物	420	大きな物	840	特に大きな物	1,260			8 鏡台	1台	440							三面鏡の場合、折り畳んで小型扱い
		9 ベッド	小さな物	420	大きな物	840	特に大きな物	1,260			9 金庫	1台20kgまで	440	1台40kgまで	880	左記以上の物	1,320			
		10 ガスコンロ	小さな物	420	大きな物	840					10 ゴルフクラブ	クラブのみ14本まで	440	ゴルフバック付き	880					
		11 石油ストーブ	小さな物	420	大きな物	840					11 コンクリート土台	1個	440							
		12 温水器	小さな物	420	大きな物	840	特に大きな物	1,260			12 サイディング	20kgまで	440							
		13 自転車	すべての物	420							13 自転車	1台	440	電動式	880					一輪車・三輪車を含む
	電気製品	14 ステレオ	小さな物	420	大きな物	840			14 絨毯・カーペット	4畳半まで	440	5畳以上	880							
		15 電子レンジ	小さな物	420	大きな物	840			15 収納棚・本棚	1辺の長さ90cmまで	440	1辺の長さ150cmまで	880	1辺の長さ151cm以上	1,320	1番長いところの長さで判断				
		16 オープン	小さな物	420	大きな物	840			16 食卓テーブル	1辺の長さ120cmまで	440	1辺の長さ150cmまで	880	1辺の長さ151cm以上	1,320	1番長いところの長さで判断				
		17 ワープロ	小さな物	420	大きな物	840			17 食器棚・茶箆筒	1辺の長さ90cmまで	440	1辺の長さ150cmまで	880	1辺の長さ151cm以上	1,320	1番長いところの長さで判断				
		18 小型電気製品				専用袋	630		18 水槽	1個	440									
	その他	19 その他	21～40キログラムまで又は0.26～0.50立方メートルまで	420	41～60キログラムまで又は0.51～0.75立方メートルまで	840	61キログラム以上又は0.76立方メートル以上	1,260	19 スキー	板・ストック1式	440									
多量のごみ		21～40キログラムまで又は0.26～0.50立方メートルまで	420	20キログラム又は0.25立方メートルごとに420円を加算する					20 スコップ・雪かき・くわ・つるはしなど	3本毎	440									

備考

- ごみ処理手数料の算出に当たって**処理した量**に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位の量とみなして計算する。
- 別表の各号の分類により難いものについては、その形状、体積、重量等を勘案し、類似するものの区分による。
- 1日の排出量が20キログラム又は0.25立法メートルに満たないもので、専用袋による排出困難なものについては、粗大ごみのうちその他の小型区分又は多量ごみの小型区分による。**

備考

- Z0kgを超える場合はZ0kg毎加算
- 付属品（電子レンジ配置スペース等）
- セミダブル以上
- 手押し車等含む
- スプリングマットレスは収集不可
- 20kgは0.25㎡以上は20kg又は0.25㎡毎に440円を加算する
- 台無しの場合は1対

改正前

改正後

別表（第12条関係）
粗大ごみの処手数料表

（単位：円）

種類	規格・料金区分	小 型		中 型		大 型		特 記 事 項	
		排出基礎単位	金額	排出基礎単位	金額	排出基礎単位	金額		
粗大ごみ	電気製品	1 IHクッキングヒーター	1口のもの	440	2口以上のもの	880			
		2 加湿器・空気清浄機・除湿器	各1台	440					
		3 家庭用コピー機	卓上タイプ1台	440			特に大きなもの1台	1,320	
		4 カラオケ機材	小型のもの1台	440	左記以上のもの	880			
		5 刈り払い機	1台	440					
		6 キーボード・エレクトーン	本体のみ1台	440	台付きで40kgまで	880	左記以上のもの	1,320	ピアノは不可
		7 健康器具	電動式で小さなもの1台	440	持ち運び可能なもの1台	880	左記以上のもの	1,320	
		8 こたつ	本体1台	440	天板付き1台	880	左記以上のもの	1,320	
		9 照明器具	2灯まで	440	3灯以上のもの	880			
		10 炊飯器	1台	440					
		11 ステレオ（アンプ・スピーカー・デッキ）	各1台	440					スピーカー30cm以下は1対で小型扱い
		12 扇風機	1台	440					
		13 掃除機	1台	440					
		14 石油ストーブ	1辺の長さが50cmまで	440	1辺の長さが51cm以上	880			1番長いところの長さで判断
		15 電気カーペット			4畳半まで	880	5畳以上	1,320	
		16 電気暖房器具	1台	440					
		17 電気毛布			1枚	880			
		18 電子レンジ・オーブン	1台	440					
		19 電動ソファ			持ち運び可能なもの1台	880	左記以上のもの	1,320	
		20 電動ベット					1台	1,320	
		21 電話機（FAX付き含む）	1台	440					
		22 トースター	1台	440					
		23 パソコン周辺機器（キーボード・プリンター等）	各1台	440					
		24 ビデオデッキ・DVDデッキ	1台	440					
		25 ホームペーカリー	1台	440					
		26 ボイラー・温水器	25kgまで又は150ℓまで	440	35kgまで又は200ℓまで	880	左記以上のもの	1,320	
		27 ホットプレート	1台	440					
		28 ミシン	電動式台無し	440	電動式台付	880			足踏み式は中型扱い
		29 餅つき器	1台	440					
		30 ラジカセ	1台	440					
		31 ワークプロ	1台	440					
		32 小型電気製品専用袋	1袋	660					

備考

- 1 ごみ処手数料の算出に当たって排出量に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位の量とみなして計算する。
- 2 別表の各号の分類により難いものについては、その形状、体積、重量等を勘案し、類似するものの区分による。